

# 墨田区子どもの未来応援 取組方針

～子どもの笑顔があふれるまちをめざして～

2018（平成30）年3月



つながる  
墨田区



# はじめに

## 「墨田区子どもの未来応援取組方針」の策定にあたって

全ての子どもは、地域や社会のかけがえのない宝です。子どもが健やかに成長していくことは社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けてとても大切なことです。そのためには、子どもの成長を妨げる様々な要因を取り除く必要があります。

家計の逼迫や社会的孤立などは、子どもの成長を阻害したり、資質や能力の十分な発揮を妨げる可能性があります。子どもが「自らの未来を切りひらく力」をしっかり身に付けることは、進学や就職の際にも前向きに取り組む姿勢を作り、あるいは様々な困難にも、くじけずに向き合い力強く人生を謳歌していくことに繋がっていきます。そして、子どもの貧困対策は、国や東京都などの行政、地域社会、関係機関等が連携して取り組んでいかなければなりません。

平成26年1月、国は「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行し、対策の総合的な推進を開始しました。同年8月、内閣府は、全ての子どもが夢と希望を持って成長していける社会の実現をめざし、「子供の貧困対策に関する大綱」を策定しました。

本区では、先に策定した「墨田区基本計画」の中で、“夢”実現プロジェクトの一つである「暮らし続けたいまち」の実現をめざしているところです。

こうした中で、国は、来年度に向けて子どもの貧困に関する指標の見直しを行っているほか、東京都でも、来年度「子供・子育て支援総合計画」の中間見直しの際に、子どもの貧困対策を明確に位置付ける方針を示しています。

本区では、国や東京都の動きに注目しつつ、柔軟かつ的確に対応し、子どもの未来を応援していくため、「墨田区子どもの未来応援取組方針」を策定しました。

将来を担う子どもが、健やかに成長するよう、必要な環境整備を図り、オールすみだで子どもの笑顔があふれるまちをめざします。

平成30年3月

墨田区長 山本 亨

# 目次

## 第1 総則

- 1 取組方針策定の背景 . . . . . P 2
- 2 取組方針の位置付け . . . . . P 3
- 3 取組方針の基本的な考え方と対象者 . . . . . P 4

## 第2 すみだの子どもに関する基本情報

- 1 現状 . . . . . P 7
- 2 分析に用いたデータ数 . . . . . P 11
- 3 本区の課題 . . . . . P 12

## 第3 方針と取組

- 1 方針 . . . . . P 18
- 2 取組 . . . . . P 19

## 第4 推進体制 . . . . . P 31

## 資料編

- 資料1 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年6月26日 法律第64号）
- 資料2 子供の貧困対策に関する大綱（平成26年8月29日 閣議決定）
- 資料3 子どもの貧困対策推進本部設置要綱（平成28年11月1日 28墨福生第2258号）
- 資料4 墨田区子どもの生活実態に関する分析報告書
- 資料5 墨田区子どもの未来応援取組方針策定経過

## 第1 総則

### 1 取組方針策定の背景

次代の社会を担う子どもの未来を応援し、夢に向かって挑戦できる社会をめざすためには子どもやその家庭に対する教育・生活・就労の支援及び経済的支援等を推進していくことが重要です。

子どもの成長を阻害する要因は様々であり、いわゆる「子どもの貧困」は、経済状況、家庭環境、子どもの機会・体験の欠如等により発生すると言われています。

子どもが置かれている状況は家庭ごとに異なり、その家庭の力だけでは解決が難しいものもあります。それらを解決するためには、国及び地方公共団体をはじめ、企業や地域住民がしっかりと連携し、対応していくことが必要です。貧困の状態にある子どもやその家庭への支援はもとより、貧困に陥らない予防的な対策も、重要となります。

平成26年1月、国は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行しました。同年8月には、「子供の貧困対策に関する大綱」を閣議決定しました。この大綱では、子どもの貧困対策に関する基本的な方針、子どもの貧困に関する指標、指標の改善に向けた当面の重点施策などが示されています。

この大綱は5年ごとに見直すこととされており、現在、子どもの貧困に関する指標の見直しが行われています。

また、東京都では「子供・子育て支援総合計画」の中間見直し案に、子どもの貧困対策を明確に位置付けることとし、同計画に「子供の貧困対策の推進」に関する項目を設け、①教育支援、②生活支援、③保護者の就労支援、④経済的支援の4分野の施策を充実する方針を示しています。

これら国や都の動向も踏まえ「子どもの貧困問題」にフレキシブルに対応する必要があることから、「墨田区子どもの未来応援取組方針」（以下「取組方針」と言います。）を策定します。

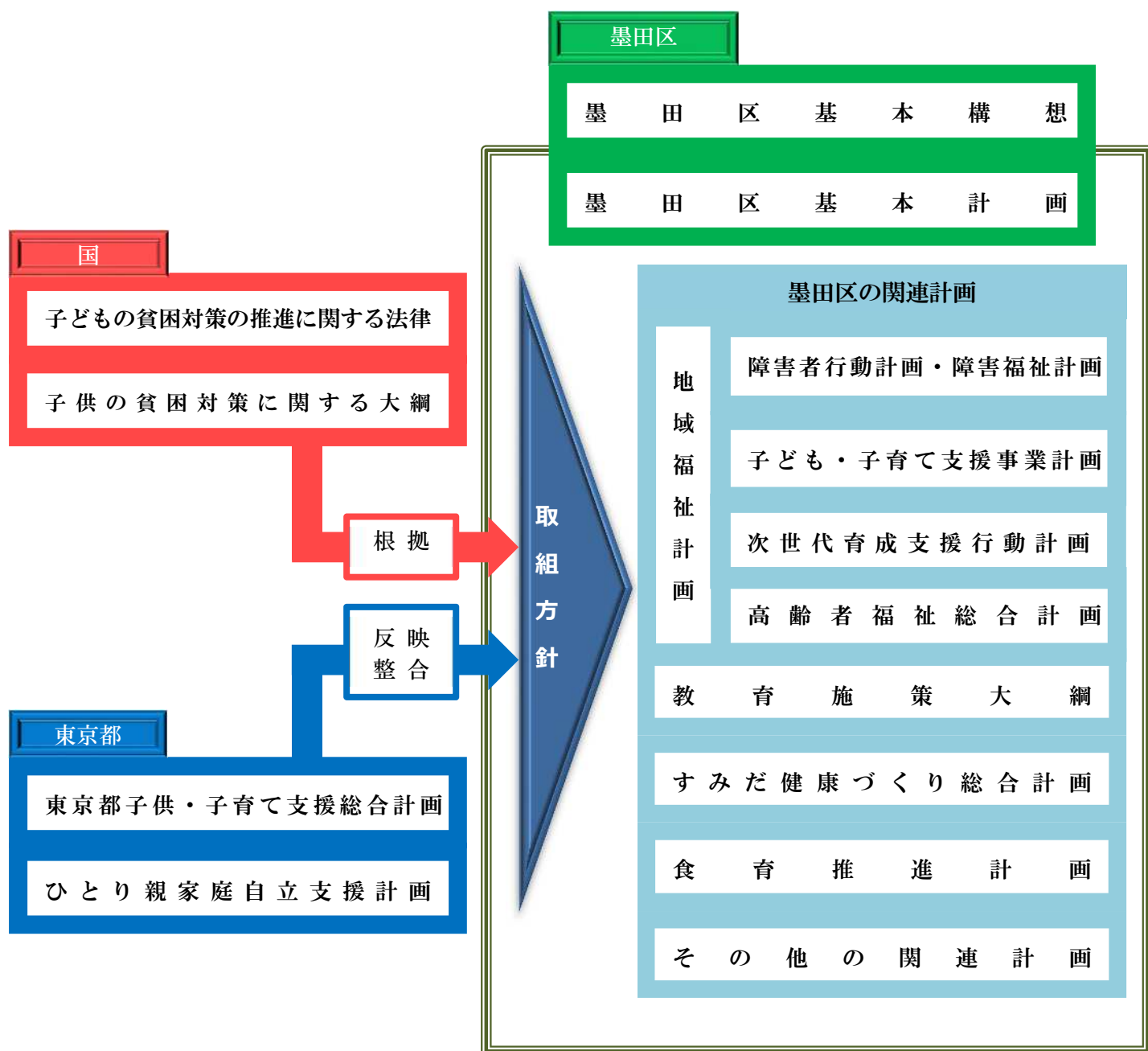
本区では、取組方針に基づき、各課の所管事業の中で「子どもの貧困対策」をそれぞれ検討し、同時に、国や都の動きを捉えて新たな制度や補助を活用の上で、その対策事業を計画的に進めます。

## 2 取組方針の位置付け

現在、法令や東京都の関連計画では、子どもの貧困の定義や対象範囲は明確に示されていません。

この取組方針は、国や都の動向にも配慮して、本区の関連計画に考え方を反映させるよう努めるものです。

### 取組方針位置付けのイメージ



### 3 取組方針の基本的な考え方と対象者

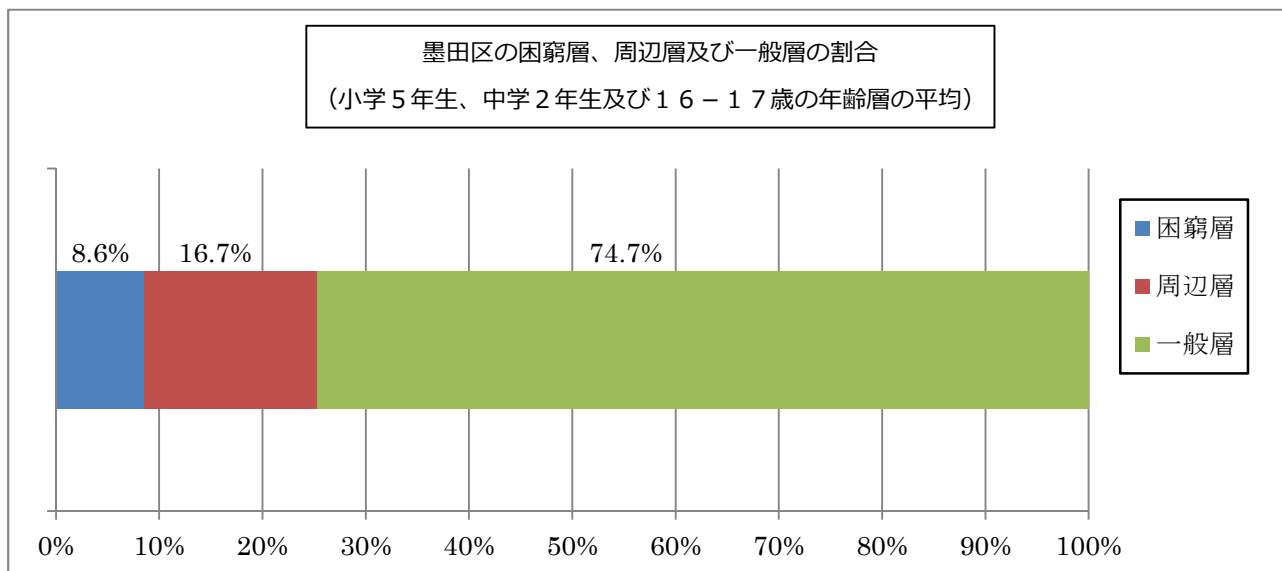
#### (1) 基本的な考え方

この取組方針の策定にあたり本区では、「東京都子供の生活実態調査（小中高校生等調査）」における本区分の調査データを用いて、子どもの生活実態に関する分析を行いました。詳細は、資料編4「墨田区子どもの生活実態に関する分析報告書」（以下「報告書」といいます。）を参照ください。

本分析では

- ①低所得（低所得基準：135.3万円未満）
- ②家計の逼迫（公共料金や家賃の滞納等）
- ③子どもの体験や所有物の欠如（物質的剥奪）

以上3つを軸として2軸以上に該当する場合を「困窮層（8.6%）」1軸のみに該当する場合を「周辺層（16.7%）」どの軸にも該当しない場合を「一般層（74.7%）」としています。さらに、「困窮層」及び「周辺層」にある状況を「生活困難層（合計：25.3%）」としています。取組方針では、「生活困難層」にある区民を、貧困又は貧困に陥りそうな状況にあると考え、予防策を含めた対策を推進していくことで、子どもの未来を応援していきます。



国の「子供の貧困対策に関する大綱」においては、国民生活基礎調査の「子どもの貧困率」を用いて、子どもの貧困対策を推進しています。また、住民からのアンケート調査による実態把握や、生活保護受給世帯児童やひとり親医療助成世帯を貧困として考える方法などで、子どもの貧困を捉えている自治体があります。

このように、子どもの貧困に対する考え方は様々です。国が子どもの貧困率の算定に用いている固定資産税の情報が本区では不足しているため、国と同様の子どもの貧困率を示すことはできません。そこで、「東京都子供の生活実態調査（小中高校生等調査）」に用いられた「生活困難層」の考え方を採用します。

## **(2) 対象者**

対象者は原則として、18歳未満（児童福祉法第4条及び子どもの貧困対策の推進に関する法律の子どもの貧困率の定義を定める政令第1条の規定に基づく）の子ども及びその保護者（現に養育している方）とします。なお、具体的な対象者は、各施策の目的により異なる場合があります。



## 国が示す相対的貧困率について（参考）

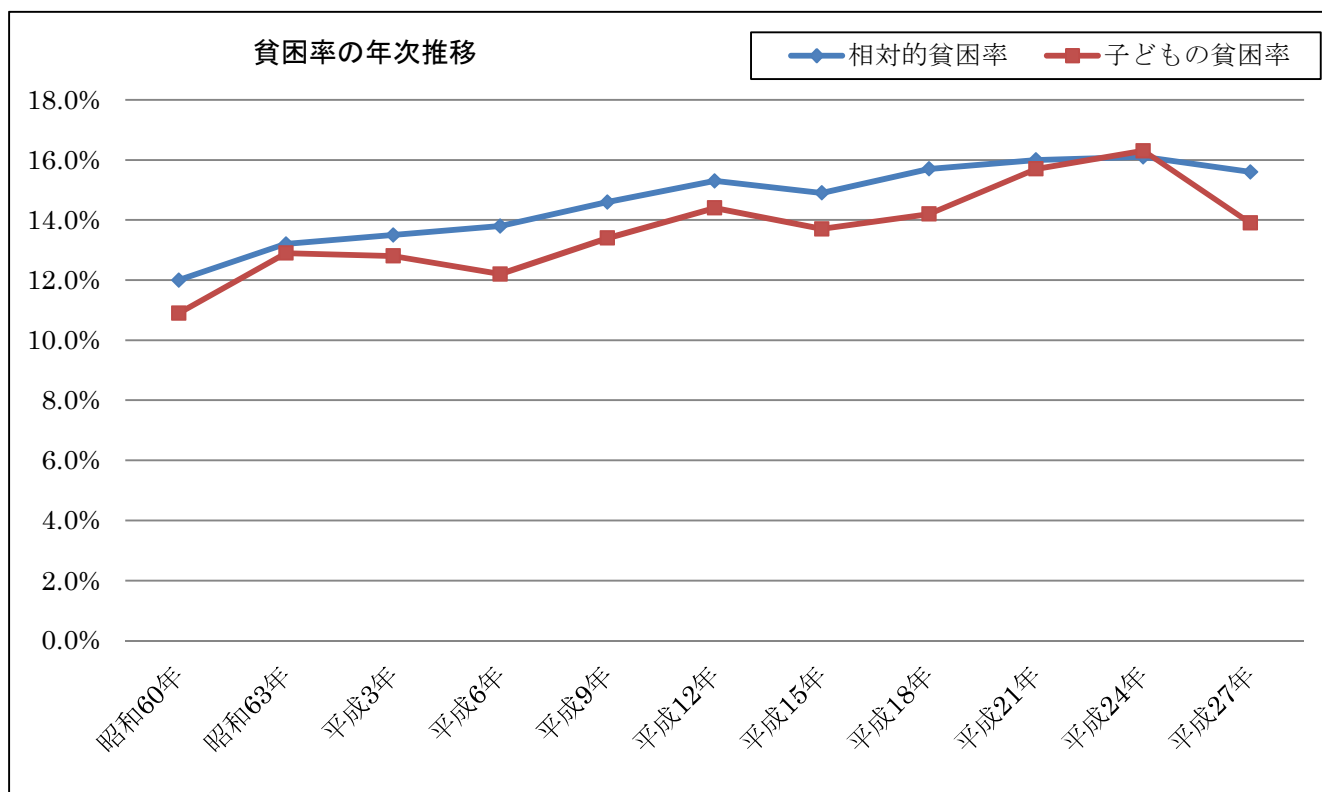
### 貧困率の状況（厚生労働省の「平成28年 国民生活基礎調査の概況」から）

平成27年の貧困線（等価可処分所得金額の中央値の半分、熊本県を除く。）は122万円となっており、「相対的貧困率」（貧困線に満たない世帯員の割合、熊本県を除く。）は15.6%（対24年△0.5ポイント）となっている。また、「子どもの貧困率」（17歳以下）は13.9%（対24年△2.4ポイント）となっている。

貧困率の年次推移

	昭和 60年	63	平成 3年	6	9	12	15	18	21	24	27
	（単位：％）										
相対的貧困率	12.0	13.2	13.5	13.8	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.6
子どもの貧困率	10.9	12.9	12.8	12.2	13.4	14.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9
	（単位：万円）										
等価可処分所得金額の 中央値（a）	216	227	270	289	297	274	260	254	250	244	245
貧困線（a/2）	108	114	135	144	149	137	130	127	125	122	122

- 注：1) 平成6年の数値は、兵庫県を除いたものである。  
 2) 平成27年の数値は、熊本県を除いたものである。  
 3) 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。  
 4) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。



## 第2 すみだの子どもに関する基本情報

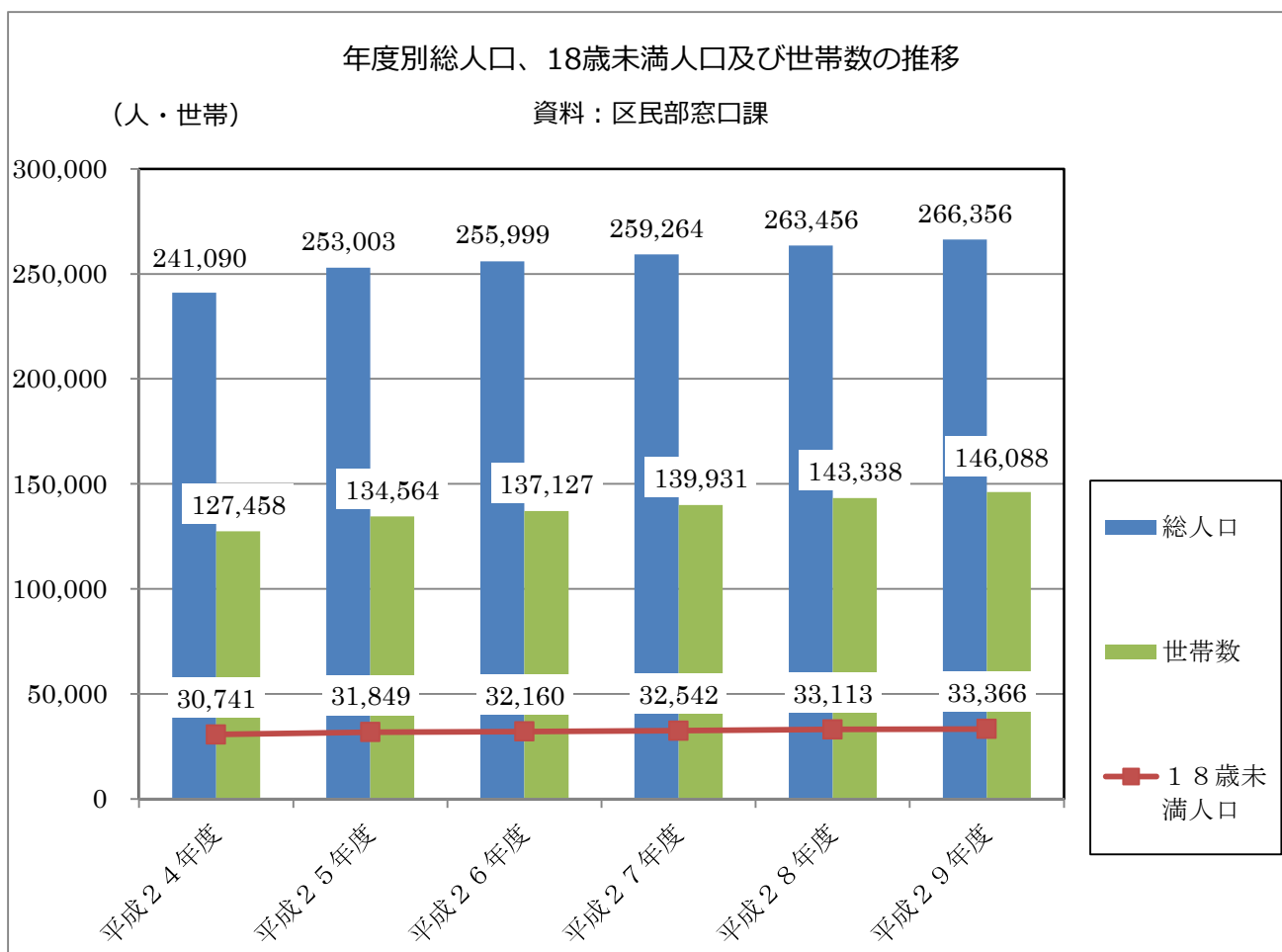
### 1 現状（数値は各年度4月1日現在）

#### （1）年度別総人口、18歳未満人口及び世帯数の推移

本区の総人口は、平成24年度では241,090人でしたが、平成28年度では263,456人となり、26万人を超えました。

平成29年度における総人口は266,356人で、世帯数は146,088世帯でした。

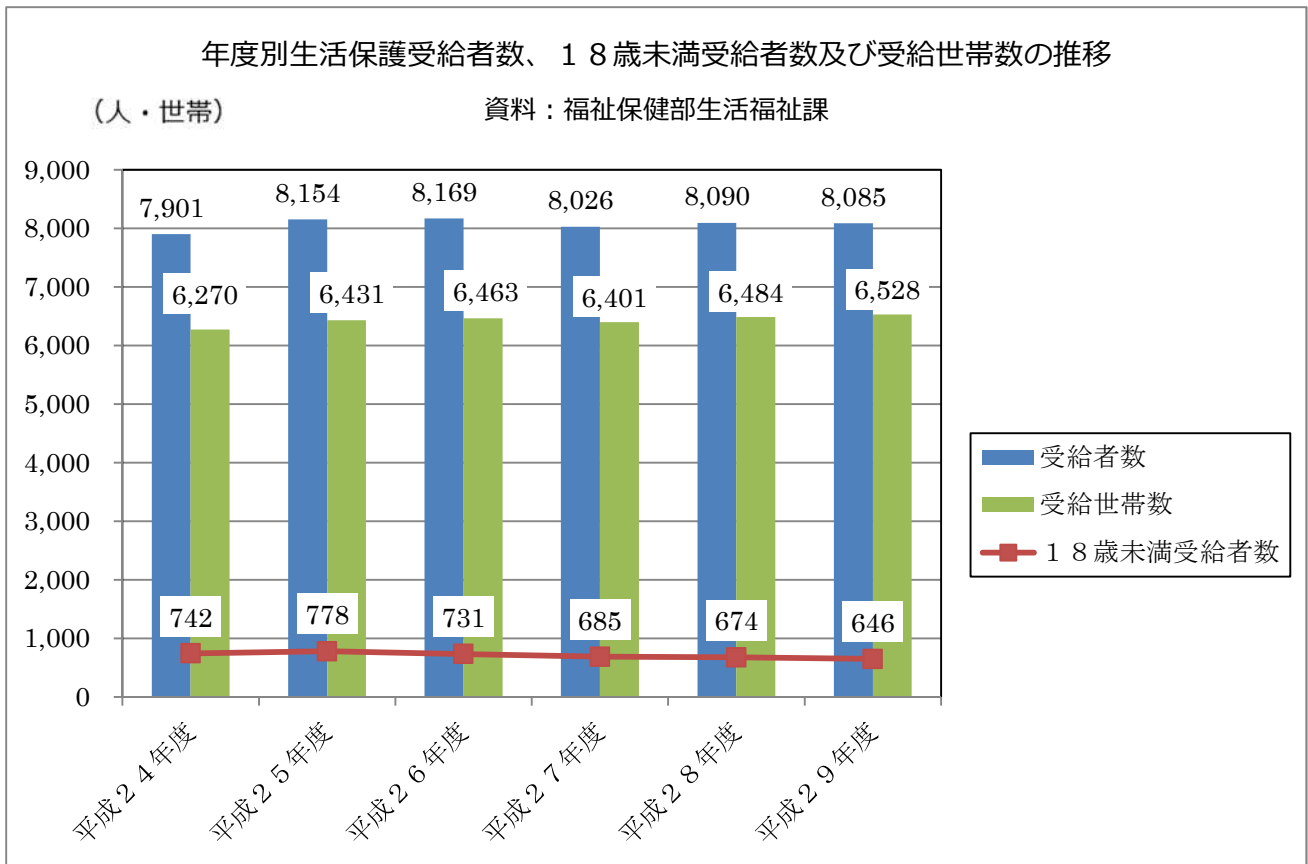
取組方針の対象となる18歳未満の人口は、平成24年度の30,741人から2,625人増加し、平成29年度では33,366人でした。



## (2) 年度別生活保護受給者数、18歳未満受給者数及び受給世帯数の推移

本区的生活保護受給者数は、平成29年度では8,085人で、世帯数は6,528世帯でした。また、本区の総世帯数のうち、およそ4.47%が生活保護受給世帯でした。

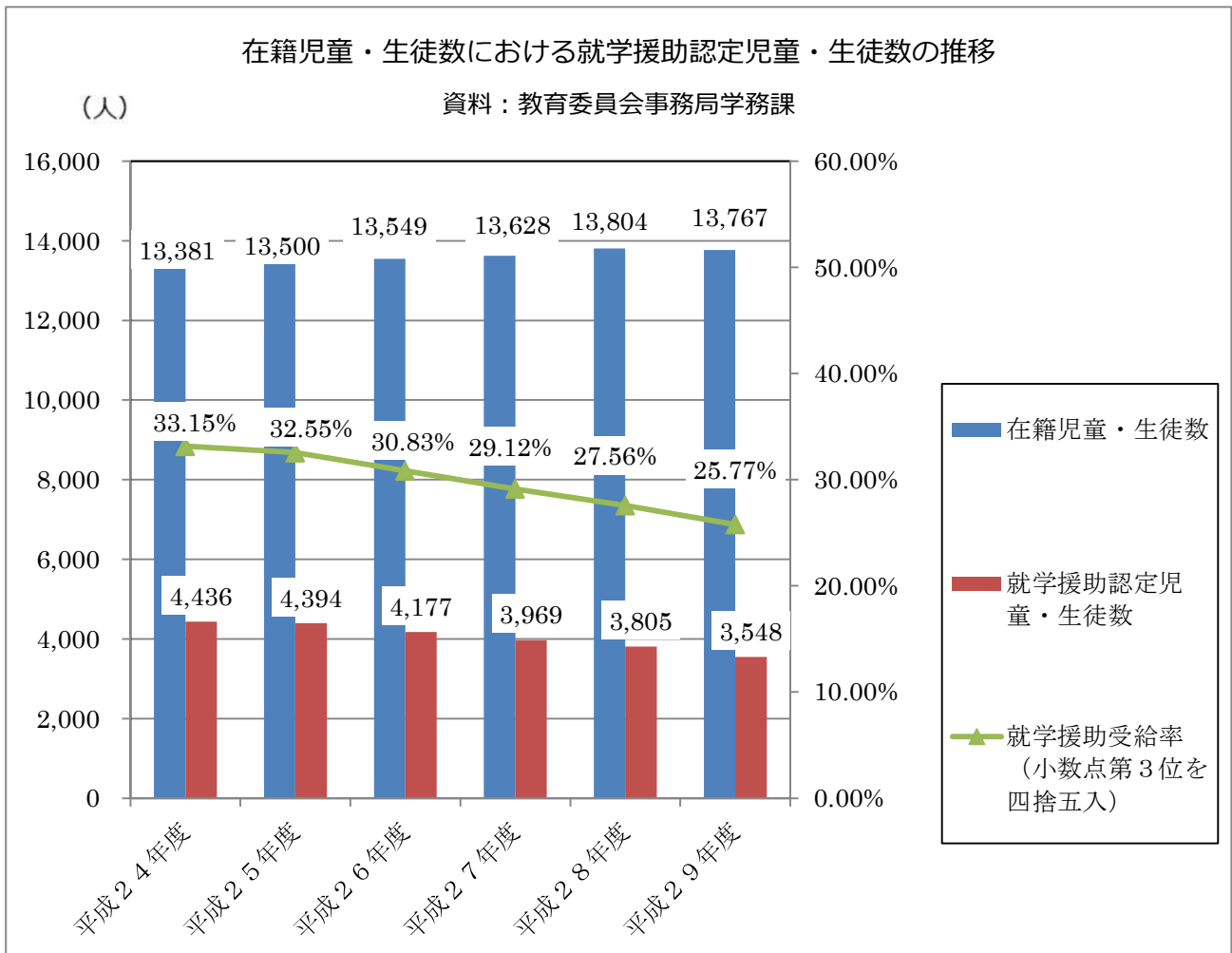
取組方針の対象となる18歳未満の受給者数は、平成24年度の742人から96人減少し、平成29年度では646人でした。



### (3) 在籍児童・生徒数における就学援助認定児童・生徒数の推移

本区の在籍児童・生徒数は、平成29年度では13,767人で、そのうち、就学援助認定児童・生徒数は3,548人でした。

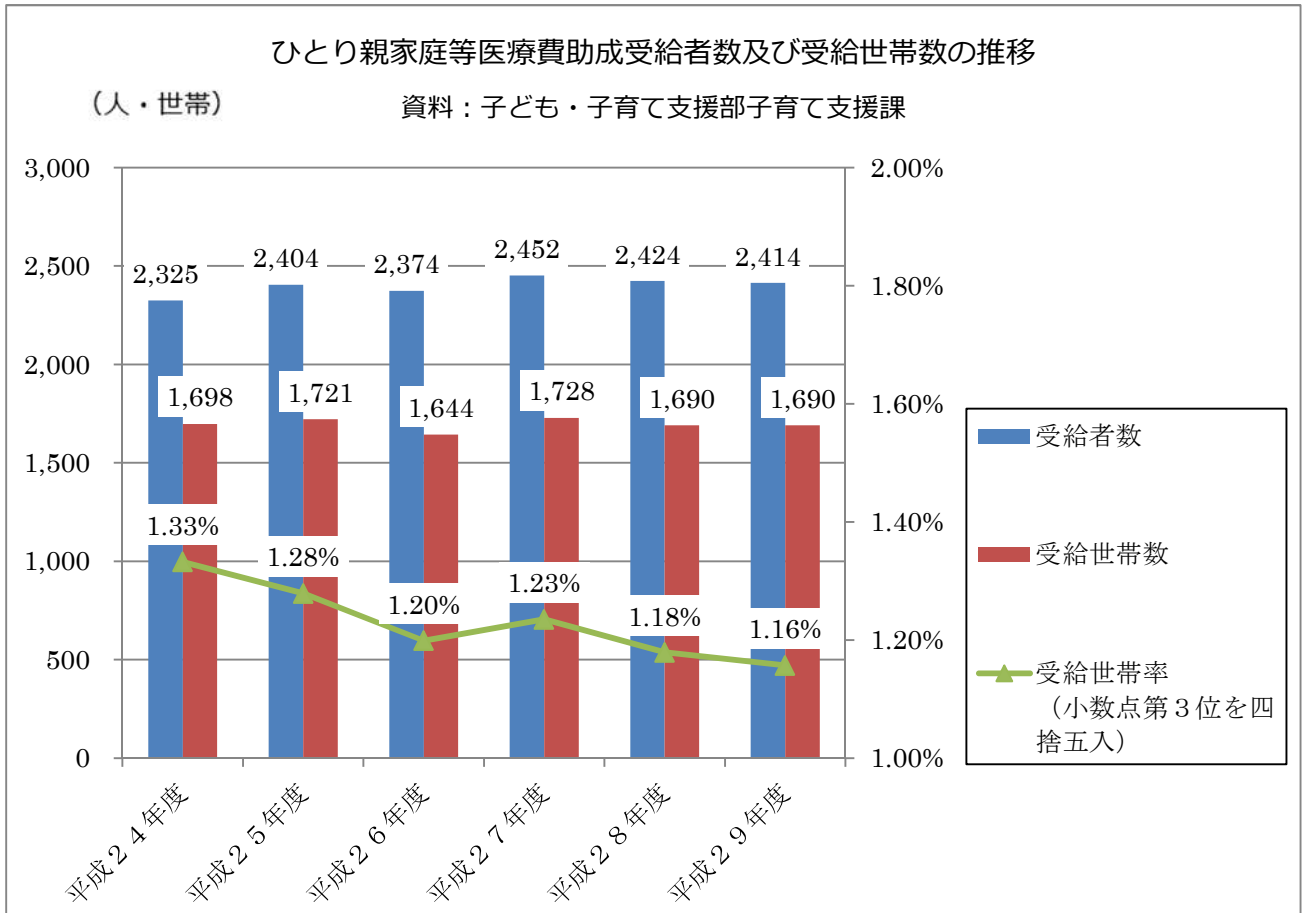
就学援助受給率は、平成24年度の33.15%から7.38%減少し、平成29年度では25.77%でした。



#### (4) ひとり親家庭等医療費助成受給者数及び受給世帯数の推移

本区のひとり親家庭等医療費助成受給者数は、平成29年度では2,414人で、その世帯数は1,690世帯でした。

本区の総世帯数のうち、ひとり親家庭等医療費助成受給世帯数の割合は、平成24年度の1.33%から0.17%減少し、平成29年度では1.16%でした。



## 2 分析に用いたデータ数

「東京都子供の生活実態調査（小中高校生等調査）」における本区分の調査データを用いて子どもの生活実態に関する分析を行いました。対象数等は以下のとおりです。

（詳細は、資料編4の報告書を参照ください。）

(1) 墨田区分の対象数： 5, 151世帯

(2) 墨田区分の有効回答数

子供：2, 102票（有効回答率40.8%）

保護者：2, 115票（有効回答率41.1%）

### 「東京都子供の生活実態調査報告書（小中高校生等調査）」調査の概要

- 1 調査対象 都内の4自治体（墨田区・豊島区・調布市・日野市）に在住の小学5年生、中学2年生、16-17歳（高校2年生及び高校に在籍していない同年齢の子供を含む。）の子供本人とその保護者
- 2 調査対象数 19,929世帯
- 3 抽出方法 住民基本台帳により、対象年齢層の者すべてを抽出
- 4 調査方法 郵送法（一部ウェブ回答）
- 5 有効回答数 子供 8,367票（有効回答率42.0%）  
保護者 8,429票（有効回答率42.3%）
- 6 調査期間 平成28年8月5日から9月7日まで

## コラム

### 「重要な他者」の大切さ～当事者の話～



Sさん 都立高校3年生（聴取時）

Sさんは以前、父親から虐待行為を受けていました。母親からの助けもなく、高圧的なもの言いをするなどその家庭環境は辛いものでした。

中学生の頃、虐待行為を受ける自分の家庭が他の家庭と違うことに気づき、父親に対する反抗心などから、非行グループと付き合いようになりました。そんな中、Sさんの友人の母が、食事提供や見守り・声掛けをしてくれたおかげで、犯罪行為などはしなくて済んだとのことでした。

その後、父親の患っていた病気が悪化して働けなくなったため、Sさんが高校1年生の3学期の頃、私立高校から都立高校へ転校しました。Sさんは現在、大学へ進学するため、アルバイト就労をして学業との両立に努めています。今後は、自分の経験を強みとして活かし、将来の夢である社会福祉士をめざして勉強していきたいとのことでした。



### 3 本区の課題

調査データを分析し、「東京都子供の生活実態調査（小中高校生等調査）」に参加した他の3自治体（豊島区、調布市及び日野市）と比較した結果、本区の課題が明らかとなりました。

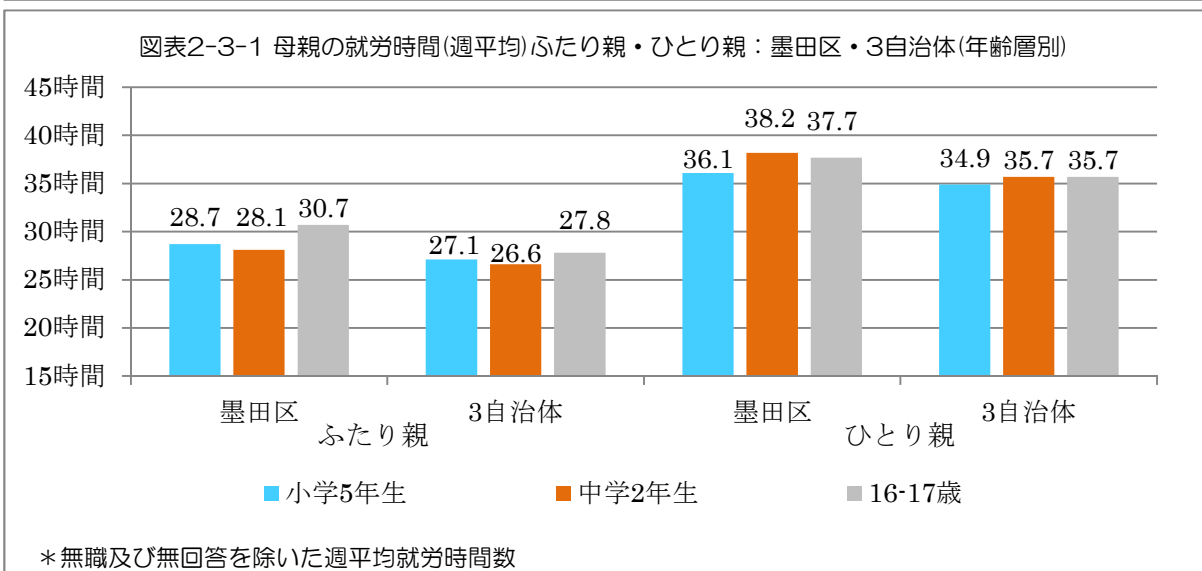
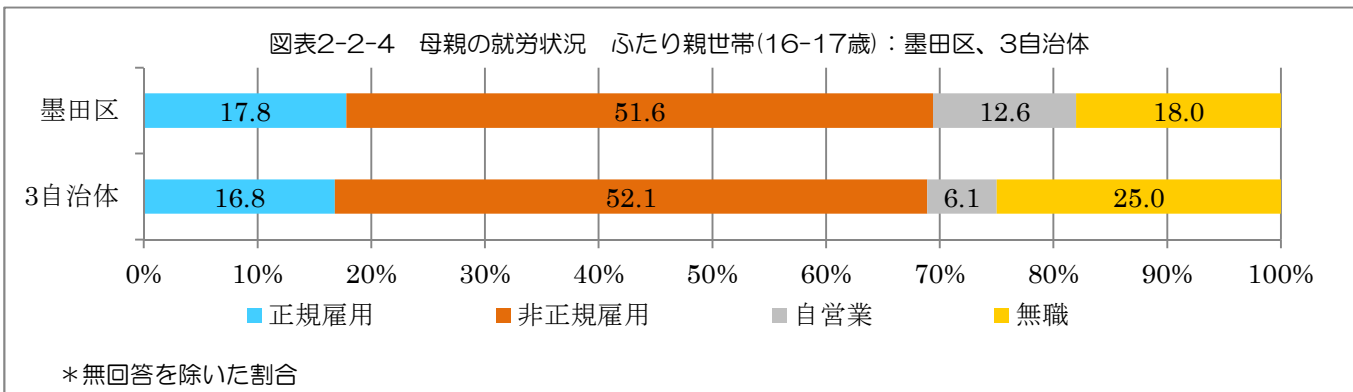
#### （1）家庭の状況について

**本区では、ひとり親世帯が多いこと、また、就労している母親が多く、その就労時間も長いことから、子どもの居場所事業を充実させることが重要です。**

分析の結果、本区のひとり親世帯は、全ての年齢層において、3自治体よりも多いことがわかりました。また、ふたり親世帯の母親の就労状況は、小学5年生は70.6%、中学2年生は82.4%、16-17歳は82.0%であり、3自治体と比べて高いことがわかりました。また、母親の就労時間についても、全ての年齢層で3自治体よりも長いことがわかりました。

このことにより、保護者が子どもと過ごす時間が制約される傾向にあります。そのため、子どもにとって安心して過ごすことができる、児童館、図書館、子ども食堂などの地域における子どもの居場所を確保していくことが大切です。

参考：資料編4「墨田区子どもの生活実態分析報告書」から



## (2) 生活困難層の割合について

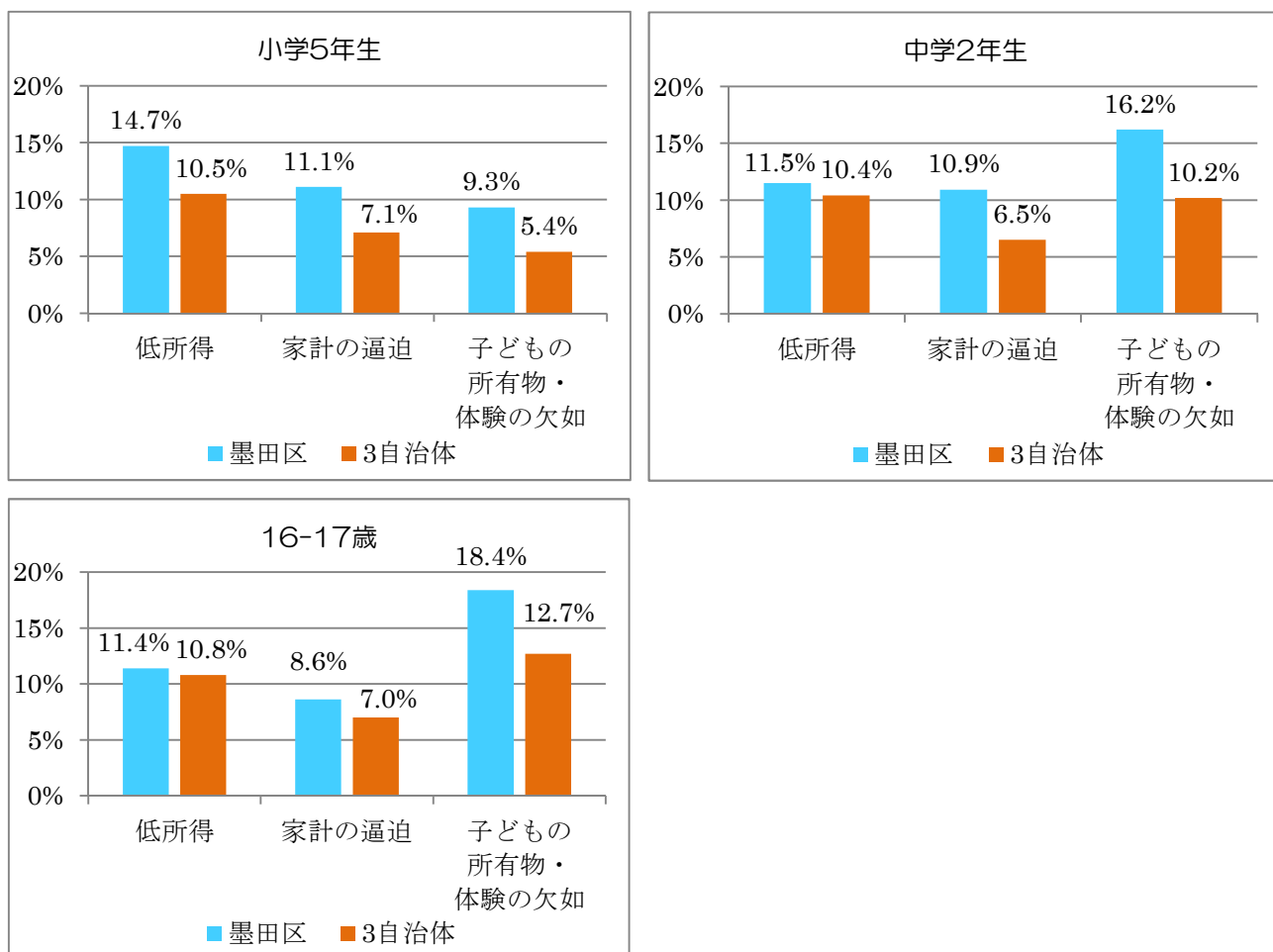
本区の生活困難層の割合が比較的多い理由は、「子どもの所有物・体験の欠如」を挙げた子どもが多いことであり、このことに対する支援が重要です。

分析の結果、本区の約4人に1人が生活困難層に属していることがわかりました。また生活困難の定義の3つの軸の1つである「子どもの所有物・体験の欠如」の割合が、小学5年生は9.3%、中学2年生は16.2%、16-17歳は18.4%であり、全ての年齢層で3自治体よりも高いことがわかりました。さらに、3自治体との間に特に大きな差がある項目については、小学5年生は「1年に1回程度家族旅行に行く」などの項目、中学2年生は「スポーツ観戦・劇場」などの項目、16-17歳は「学習塾」などの項目で、欠如している割合が多いことがわかりました。

このことから、子どもに様々な体験活動の場を提供していくことが大切です。

参考：資料編4「墨田区子どもの生活実態分析報告書」から

図表 3-1-4 生活困難の定義の3軸：墨田区と他の3自治体





### (3) 食事と栄養について

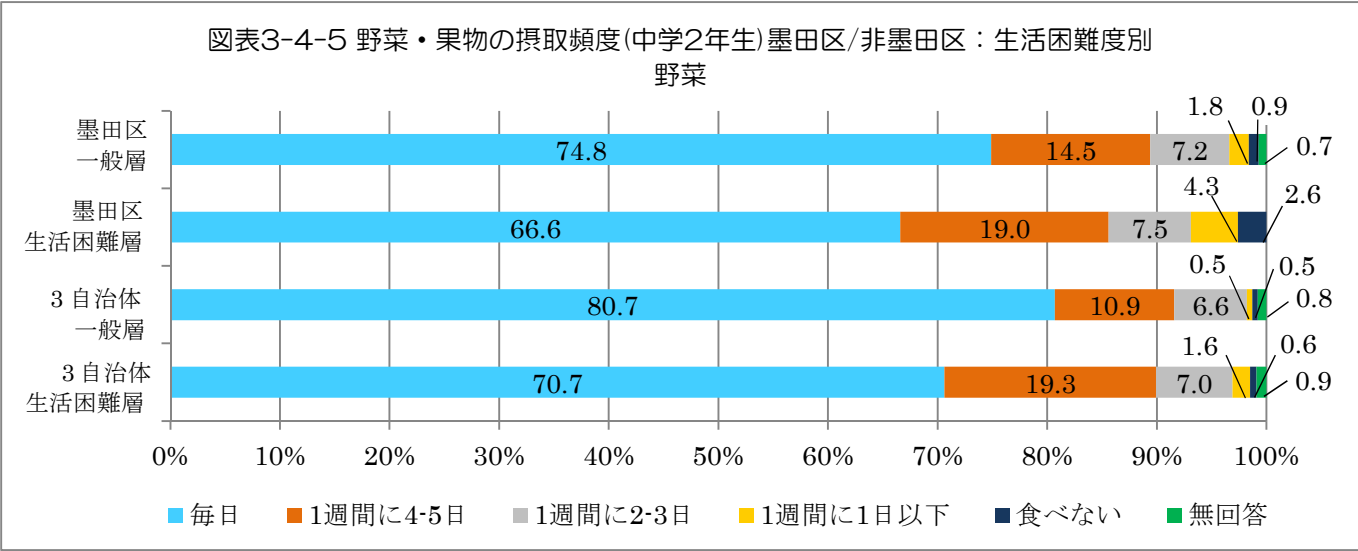
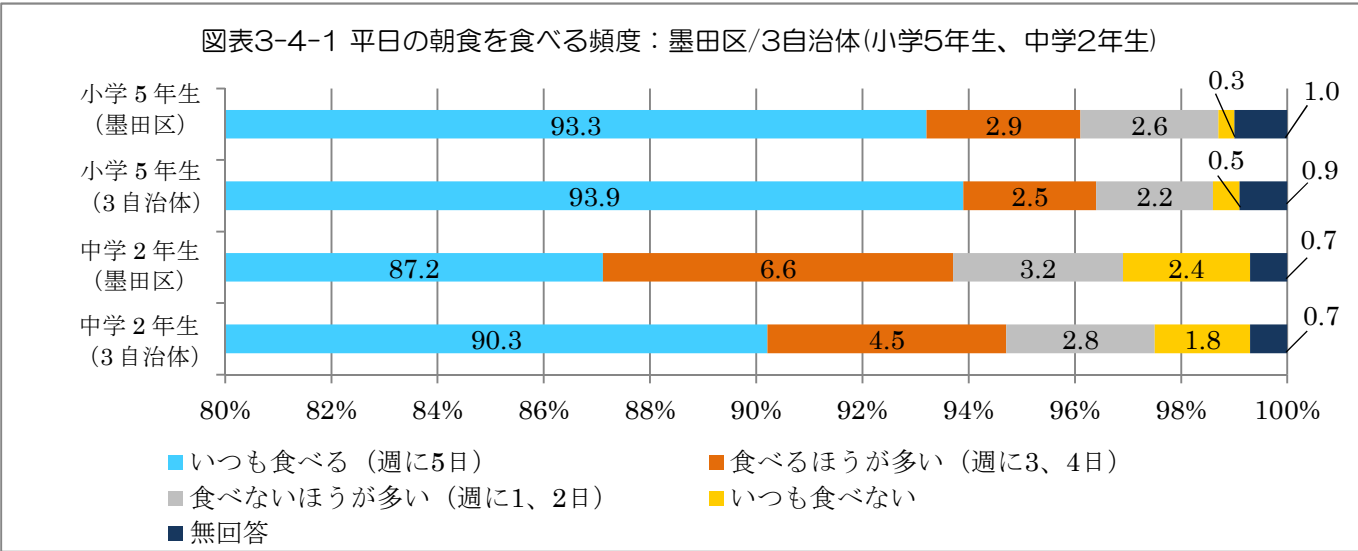
**本区では、朝食の欠食や野菜の摂取頻度が低いため、より食育を推進していくことが重要です。**

分析の結果、本区の小学5年生の5.8%、中学2年生の12.2%は1週間の平日に朝食を食べない日があることがわかりました。

また、(給食以外の)野菜や果物の摂取頻度について、中学2年生を見てみると、3自治体内では一般層と生活困難層に差があったのに対して、本区では一般層と生活困難層に差がありませんでした。これは、本区の一般層における野菜の摂取頻度が、3自治体の一般層と比較して低いことが理由です。

このことから、適切な栄養摂取による子どもの健康の保持増進を努めることが大切です。

参考：資料編4「墨田区子どもの生活実態分析報告書」から



#### (4) 学びと学習資源について

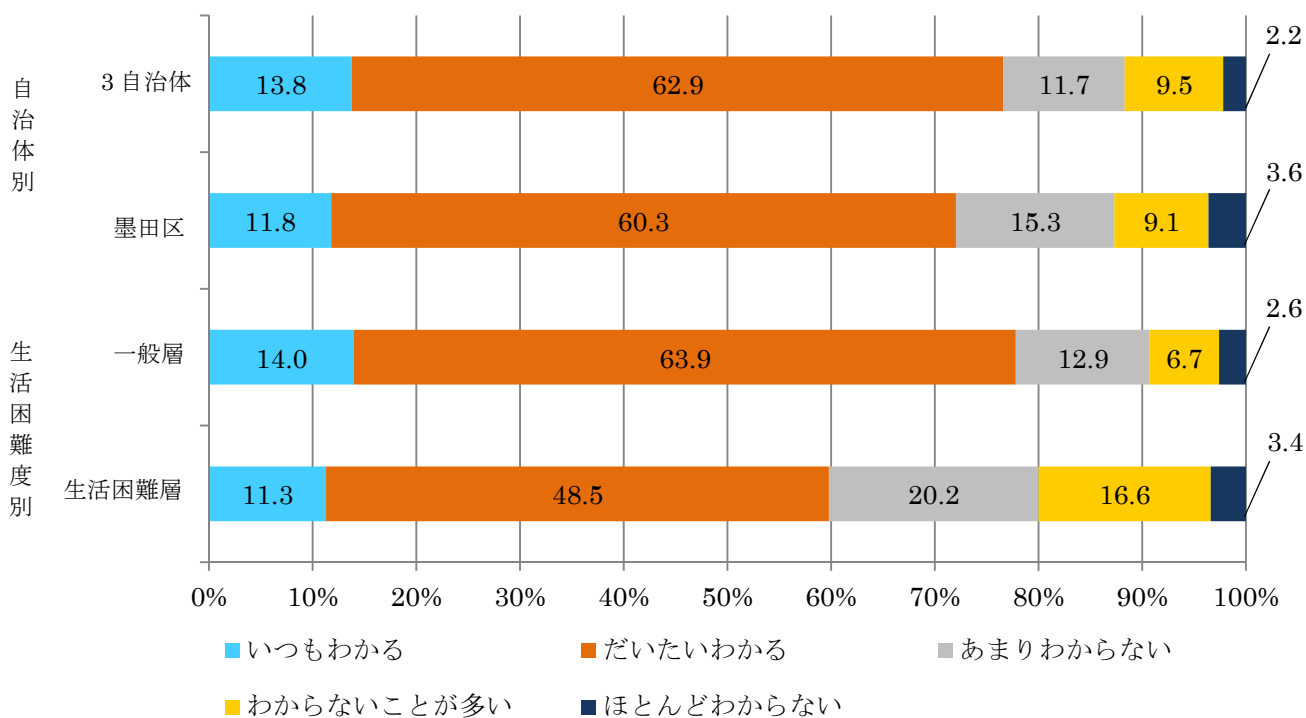
本区では、小学5年生及び中学2年生において「授業がわからない」と答えている子どもが比較的多いため、より学力の保障を充実させることが重要です。

分析の結果、本区の授業の理解度について、中学2年生で見ると、「授業がわからない」と答えている子どもの割合が、中学2年生は28.0%で、生活困難層では40.2%であり、小学5年生においても同様の傾向がありました。

そのため、学力の保障をめざし、学力の底上げや学習サポートなどを行っていくことが大切です。

参考：資料編4「墨田区子どもの生活実態分析報告書」から

図表4-1-6 授業の理解度(中学2年生)：自治体別、生活困難度別



\*無回答を除いた割合

## (5) 不登校予備軍について

本区では、不登校経験のある子どもが多いため、そのリスクの低下には、学力テストに直結する科目を1つでも得意科目とすることが重要です。

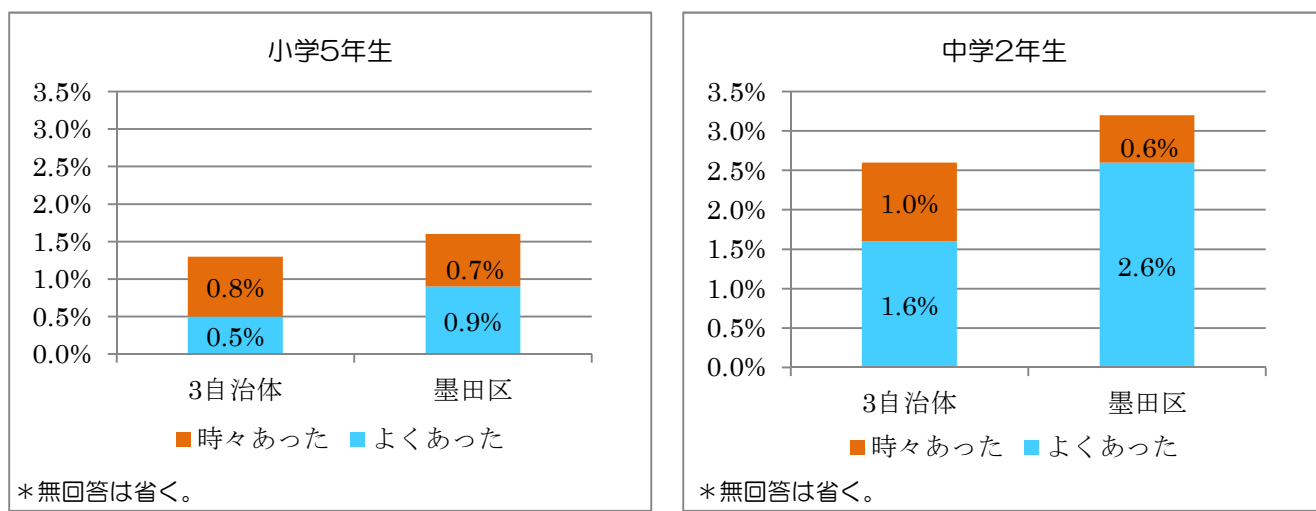
※ 学力テストに直結する科目：小学5年生（国語、算数、理科及び社会）  
 中学2年生（国語、数学、英語、理科及び社会）

分析の結果、本区では不登校経験があったと答えた子どもが、3自治体と比較して多いことがわかりました。また、本区の中学2年生では、学力テストに直結する科目のうち1科目でも得意科目として挙げた子どもの不登校リスクは10.6%であり、その他の1科目を得意として挙げた子どものリスクは22.1%、得意科目がないとした子どものリスクは42.9%でした。

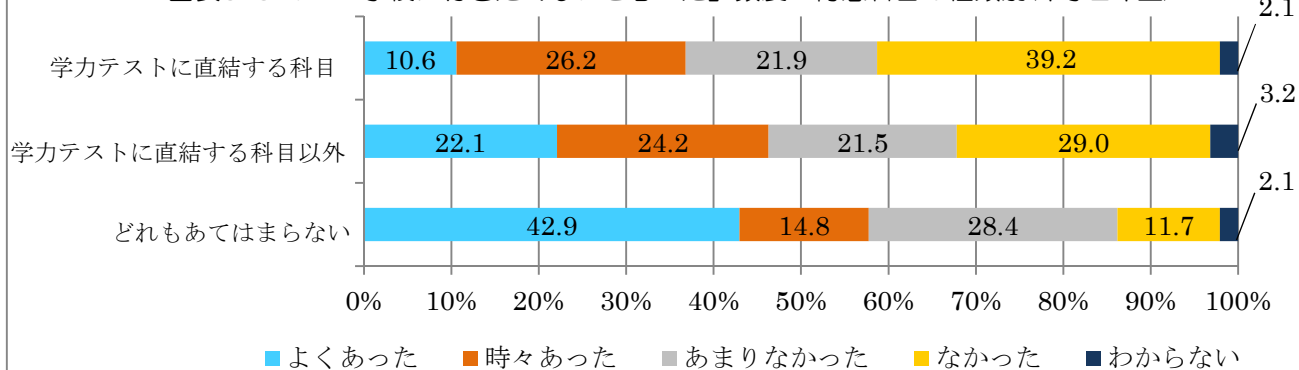
そのため、基礎学力の定着や学習意欲の喚起を行うことが大切です。

参考：資料編4「墨田区子どもの生活実態分析報告書」から

図表5-1-2 不登校経験：自治体別



図表5-3-10 「学校に行きたくないと思った」頻度：得意科目の種類別(中学2年生)



## (6) 公的支援の利用と周知について

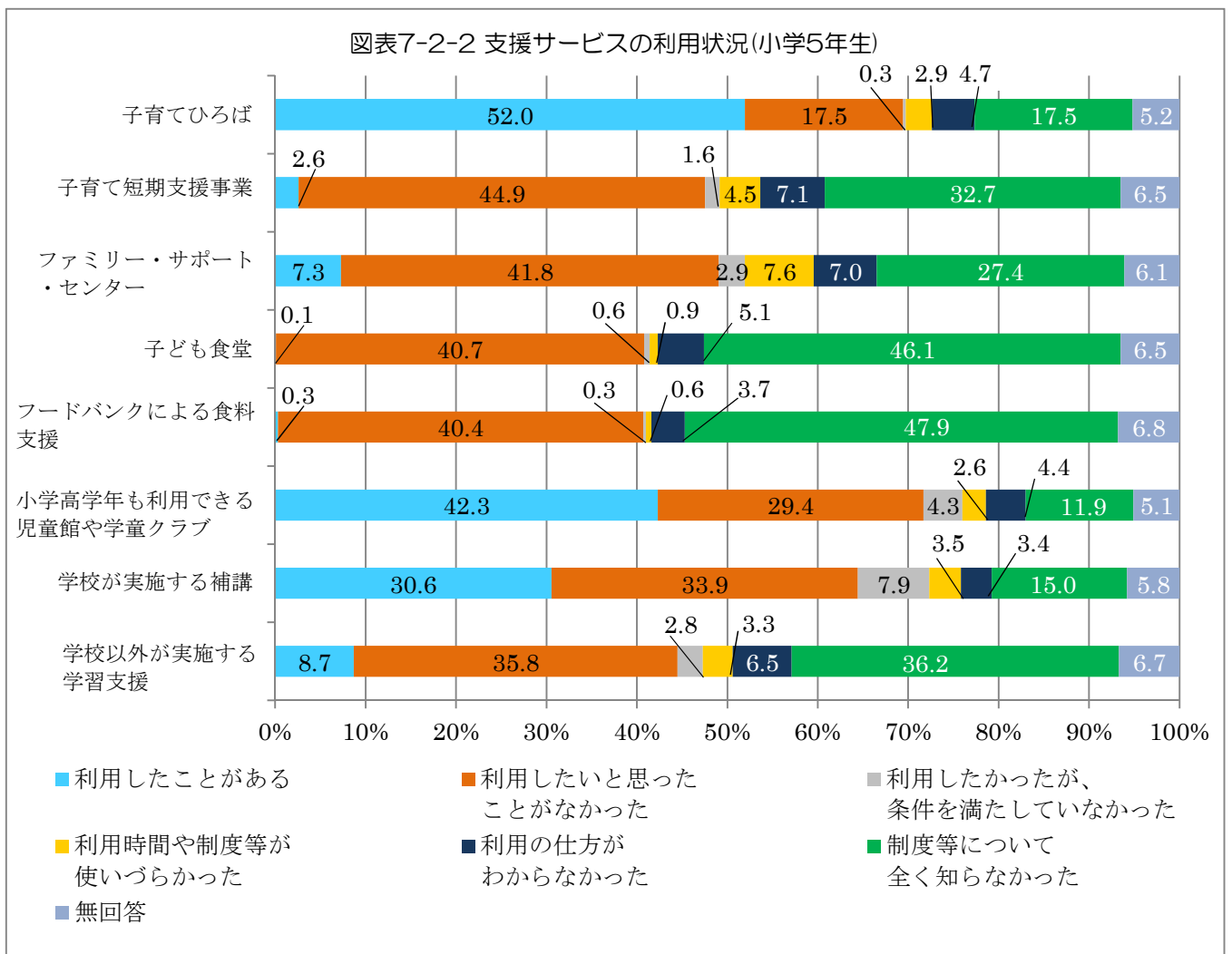
本区では各種支援サービスを、知らないので利用していないと答えた割合が多いことから、民間活動の支援も含め、より周知方法の工夫や充実を図ることが重要です。

分析の結果、子育て支援、食事支援、居場所事業及び学習支援などの各種支援施策を利用しなかった理由について、上位2位が「利用したいと思ったことがなかった」と「制度等について全く知らなかった」で占められていました。

小学5年生、中学2年生、16-17歳、いずれの年齢層においても「子ども食堂」と「フードバンク」の支援サービスについて、非認知による不利用率が3割以上であり、3自治体と比較して高いという結果でした。また、「学校以外が実施する学習支援」についての非認知による不利用率は、約3割から約4割でした。

そのため、民間活動の支援も含め、周知の徹底が大切です。

参考：資料編4「墨田区子どもの生活実態分析報告書」から



### 第3 方針と取組

#### 1 方針

課題を踏まえ、本区の方針を以下のとおり定めます。国、都及び墨田区はもとより、各福祉関係団体、企業及び地域住民の連携により、将来を担う子どもが健やかに成長できるよう、必要な環境整備を図り、オールすみだで子どもの笑顔があふれるまちをめざします。

#### 方針1

##### 子どもの成長を支援

全ての子どもが、自己肯定感や意欲を持ち、夢に向かって健やかに成長できるよう応援していきます。



#### 方針2

##### 困難を抱える家庭・保護者を支援

様々な困難を抱える家庭や保護者が、安心して子育てできるよう、状況に配慮したきめ細かな支援を行い、生活を応援していきます。



#### 方針3


##### 地域の活動を支援

地域全体で様々な困難を抱える家庭の子どもとその保護者を見守り、支えるために、官公民が連携・協働して支援していきます。



## 2 取組

今回の分析結果と本区の方針を踏まえ、主な取組を掲載します。

(事業名の後ろにある  は今後、積極的に推進し、拡充していく事業を示しています。)

### 方針1 子どもの成長を支援

#### すみだチャレンジ教室

内容	担当
基礎的・基本的な学習内容の定着や学習意欲の喚起、学習習慣の確立を目的に少人数指導の「すみだチャレンジ教室」を、土曜日・放課後・長期休業中の各コースで実施しています。 対象とする児童・生徒の学年や定員、会場は各コースで異なります。	すみだ教育研究所

#### 小・中学校における放課後学習の支援

内容	担当
墨田区立の小・中学校では、授業で学習した内容を振り返り、基礎的・基本的な内容を確実に定着させるため、放課後学習の機会を設定しています。 墨田区教育委員会では、各学校における放課後学習の支援のために、主に地域の一定の資格等のある方を「すみだスクールサポートティーチャー（すみだSST）」として登録し、各学校へ派遣しています。	すみだ教育研究所



## 児童館における定期学習会の実施

拡

内容	担当
<p>児童の自主的に学習できる環境を提供するため、児童館における学習会を現在11館中9館で実施しています。今後、実施していない2館についても実施に向けて働きかけていきます。</p>	子育て政策課

## 生活困窮世帯向け子どもの学習支援の拡充

拡

内容	担当
<p>生活困窮者及びその子どもが抱える家庭環境や経済的事情等により塾に通えない子ども（中学1年から高校1年生夏休みまで）を対象に、習熟度に合った学習支援を実施しています。</p> <p>今後、夏休みや冬休みの長期休み期間中に、栄養の欠如と宿題のサポートを行うため、ひとり親世帯の子ども（ひとり親家庭等医療費助成対象世帯の小学生から高校生まで）を対象に昼食付の学習会を実施します。</p>	生活福祉課

## 被保護者自立促進事業（学習環境整備支援費等）

内容	担当
<p>生活保護受給世帯の子どもに対して、次世代育成支援の観点から、自立支援プログラムに基づく学習塾などへの通塾や夏季・冬季・集中講座、通信講座、補習講座の受講費用について助成（学習環境整備支援費）を実施しています。そのほか、大学等進学支援費、学習・相談ボランティア派遣費、健全育成支援費による助成があります。</p>	生活福祉課



## スクールソーシャルワーカーの配置

内容	担当
いじめ、不登校、児童虐待、貧困など、健全育成上の課題に対応するため、教育分野だけでなく、福祉分野に関する専門的な知識や技術を用いて、児童・生徒が置かれた様々な環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークを構築して、問題を抱える児童・生徒に支援を実施しています。	指導室

## 教員の各種研修会

内容	担当
子どもが自己肯定感を持つことの大切さについて教員が認識するため、特別支援教育研修、特別支援教育コーディネーター研修、教育相談研修、初任者研修及び2・3年次研修等を実施しています。	指導室

## ボール遊びのできる広場の検討

拡

内容	担当
区民から要望が多い、子どもがボールを使って身体を動かせることのできる広場を増やしていけるよう、本区内の公園や野球場の開放なども含め、検討していきます。	スポーツ・学習課 道路公園課





## 子どもの体験活動等

内容	担当
<p>区立小中学校においては、芸術鑑賞教室や就労体験授業が取り入れられています。平成29年度からは、区立中学各校から中学2年生2名を選抜し、中学生の海外派遣も実施しています。</p> <p>また、夏季休業期間を利用した自然体験活動としては、児童・生徒が自然との触れ合いや集団行動を通して、豊かな人間性や社会性を醸成することを目的に「夏休み自然体験教室」や「ネイチャーワールド・キッズアドベンチャー」を実施しています。ほか、さくらスポーツフェスティバルや体育の日の無料スポーツ施設の開放も行っています。</p>	<p>指導室</p> <p>地域教育支援課</p> <p>スポーツ・学習課</p>

## 子どもの食環境改善の取組等

内容	担当
<p>みんなが笑顔でたのしい食環境を通じて豊かな人生をおくることがをめざし、食育を推進しています。</p> <p>また、野菜摂取向上に向けた取組（「健康寿命延伸事業『野菜大好き大作戦』」等）を展開しています。</p>	<p>保健計画課</p>

## 放課後子ども教室の実施

拡

内容	担当
<p>放課後の子どもの安全・安心な居場所の一つとして実施している「放課後子ども教室」は、現在19の小中学校で実施しています。今後、全25校での実施をめざし、引続き未実施の学校へ働きかけていきます。</p>	<p>地域教育支援課</p>



## 方針2 困難を抱える家庭・保護者を支援

### 就学援助（入学準備金）の前倒し支給

拡

内容	担当
経済的に就学困難と認められる世帯を対象に、学用品費等の援助を実施しています。このうち、新入学児童生徒がいる世帯を対象に支給している入学準備金（新入学児童生徒学用品費）について、支給時期が入学後となっていました。が、入学準備に充てられるよう前倒しして入学前に支給します。	学務課

### 子ども版地域包括センター（地域子育て支援拠点）の強化

拡

内容	担当
子ども又はその保護者（妊娠している方も含む。）の身近な場所である児童館（11か所）、子育て支援総合センター、子育てひろば（2か所）、保育コンシェルジュ及び保健センター（2か所）の合計17か所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供を行い、必要に応じて、相談・助言等の利用者支援事業を実施しています。 引続き、関係機関と連携し、利用者支援事業の強化を図ります。	子育て支援総合センター 子育て支援課 子育て政策課 各保健センター

### ひとり親家庭等就業・自立支援事業

内容	担当
ひとり親家庭（母子・父子）の就労の相談、助言及び援助を行い、自立の支援を実施しています。	生活福祉課



## 子どもショートステイ

内容	担当
<p>保護者が疾病、冠婚葬祭、出張及び育児不安等の理由により、一時的に養育することが困難な場合、区が委託する乳児院、児童養護施設、区内の協力家庭で短期間養育する事業を実施しています。</p> <p>※ 対象者・利用要件は、区内在住で生後7日目から中学校3年生までのお子さんを養育している保護者で、①病気、出産、けが等のため入院する場合、②身体的又は精神的な理由により体調が不良な場合、③親族の疾病等によりその看護又は介護に当たる場合、④冠婚葬祭、出張等のため不在となる場合、⑤事故又は災害に遭い、子どもの養育が困難な場合、⑥その他、特に必要と認める理由がある場合、のいずれかに該当する場合となります（保護者の他に養育する人がいない場合に限ります。）。</p>	<p>子育て支援総合センター</p>

## 出産・子育て応援事業「ゆりかご・すみだ」

内容	担当
<p>妊娠期から子育て期にわたるまで、子育て世帯への切れ目ない支援を行うため、妊娠届出時などに助産師、保健師又は看護師が面接を行っています。面接により、出産や子育てに関する心配ごとを聴いて心身の状態や家庭の状況を把握し、各家庭のニーズに応じた支援を実施します。</p> <p>また、面接を行った妊婦の方には、育児負担軽減のため育児パッケージを配布しています。</p>	<p>各保健センター 保健計画課 子育て支援総合センター</p>



## ひとり親家庭自立支援給付金

内容	担当
ひとり親家庭の親が就業に結び付きやすい資格を取得するため、訓練促進費を支給します。また、能力開発を支援するため費用の一部を給付し、ひとり親家庭の自立促進を実施しています。	生活福祉課

## 妊娠届・親子健康手帳（母子健康手帳）の交付等

内容	担当
<p>妊娠届・親子健康手帳（母子健康手帳）の交付・出産準備クラス・新生児訪問指導事業（こんにちは赤ちゃん事業）・育児学級（2 か月、5～6 か月）・乳幼児の栄養・離乳食相談・育児相談を行います。</p> <p>妊娠期からの切れ目ない支援を継続し、健康教育や保健指導の場面では具体的な育児手法の指導を実施しています。</p>	<p>各保健センター 保健計画課 子育て支援総合センター</p>

## 「就職支援コーナーすみだ」の運営

内容	担当
<p>ハローワーク墨田と一体となった就労支援を行っています。ハローワークが提供する求人検索システムを設置し、職業紹介や就職相談を実施しています。窓口ではポケット労働法等の就職活動に役立つ冊子閲覧や、就職活動支援セミナー等の各種チラシを配布しています。</p> <p>また、生活保護受給者や住宅手当受給者など生活にお困りの方を対象に、ハローワーク就職支援ナビゲーターによる個別相談を実施しています。その他、雇用就労支援サイト「ジョブすみだ」に掲載している求人情報や内職情報についても御案内しています。</p>	経営支援課



## 被保護者自立促進事業（就労支援費）

内容	担当
<p>生活保護受給世帯に対して、本人及び世帯の自立助長を図るため、自立支援に要する経費の一部として、就労支援費を支給しています</p> <p>支援の内容は、①スーツ代等の支給、②技能習得用の補助教材費等の支給、③就職活動用の携帯電話購入費補助、④就職時の連帯保証費、⑤その他就職活動に必要な就労活動支援費</p>	生活福祉課

## 生活困窮者自立支援相談等

内容	担当
<p>生活保護に至る前の相談窓口として、生活に関する困りごとや不安について、相談支援員が相談者に寄り添い、他の機関と連携しながら、自立に向けて一緒に取り組みます。</p> <p>支援メニューには、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行う住宅確保給付金の支給や、就労に向けて生活習慣や基礎能力を養う就労準備支援などがあります。</p>	生活福祉課

## 児童扶養手当

内容	担当
<p>ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当の支給要件に該当する方を対象に支給します。</p>	子育て支援課



## ひとり親家庭等医療費助成

内容	担当
医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の保健の向上に寄与するとともに、福祉の増進を図ります。	子育て支援課

## ひとり親家庭福祉応急小口資金貸付

内容	担当
ひとり親家庭が冠婚葬祭等のために応急に資金を必要とするとき、1世帯5万円を限度として資金の貸付を行います。	生活福祉課

## 墨田区のお知らせ「すみだ」(区報)の戸別配付

内容	担当
各種支援サービスの適正な周知徹底のため、区内在住で新聞を購読していない方を対象として、申込みにより区報を無料でお届けする戸別配付を、平成29年6月から開始しています。	広報広聴担当



### 方針3 地域の活動を支援

#### 子どもの居場所ネットワークづくり

拡

内容	担当
墨田区社会福祉協議会と連携し、「子どもが参加できる安心・安全な居場所づくり」を通して地域や関係機関が連携し、支援が必要な子どもに気付き、支え合うネットワークづくりを進めています。併せて、「地域福祉プラットフォーム」の機能を活用しながら、子どもの居場所づくりを支援していきます。	生活福祉課 厚生課

#### 子育て安心ステーション

内容	担当
地域の子育て家庭支援として、本区の認可保育園に登録し、子育て相談・身体測定、保育園の行事参加、給食体験等を実施しています。参加の保護者同士が友達になる、子育てのヒントを得るなどの支援に繋がっています。	子ども施設課



## 青少年関係団体への支援

内容	担当
<p>区内の青少年関係団体（青少年育成委員会、少年団体連合会、小学校PTA協議会、中学校PTA連合会、青少年委員協議会など）への支援を通して、子どもの体験活動の場の拡充を図るとともに、青少年の非行・被害防止並びに健全育成活動を推進し、地域で子どもを育てやすい環境づくりを進めています。</p>	地域教育支援課

## すみだファミリー・サポート・センター

内容	担当
<p>子育ての援助を受けたい方（ファミリー会員）と援助をしたい方（サポート会員）とをつなぐ会員組織です。ファミリー・サポート・センターのアドバイザーが、ファミリー会員からの依頼に対してサポート会員を紹介し、会員同士で地域における子育ての相互援助活動を行っています。</p> <p>①ファミリー会員資格は、生後43日目から小学校6年生までのお子さまを持つ保護者で、墨田区に在住している方</p> <p>②サポート会員資格は、区内在住の20歳以上の方で、心身ともに健康で子育ての援助に理解と熱意のある方</p>	子育て支援総合センター





## 子育てひろば

内容	担当
<p>親同士、子ども同士の交流や情報交換ができる「ひろば」や各種子育てに関する講座などを実施。安心して子どもを産み育てられる環境をつくり、関係機関と連携を図りながら子育て全般に関する様々な相談に応えています。</p> <p>また、ひろば事業を行っている両国・文花子育てひろばを子育て支援総合センターのブランチとして位置付け、ひろば事業を更に充実し、連携を強化することで相談体制の充実を図っています。さらに、ひろば事業を実施している区内の児童館との連携による相談体制のネットワーク化も構築しています。</p>	子育て支援総合センター

## すみだの力応援基金

内容	担当
<p>「地域や社会のために何らかのかたちで貢献したい」という区民や事業者からの思いを寄付としてお受けし、「すみだの力応援基金」に積み立てています。</p> <p>地域における課題解決をめざしたまちづくり活動を助成事業として募集してこの基金をもとに資金面から支援します。</p>	地域活動推進課



## 第4 推進体制

学校、家庭、地域社会という様々な場面で発生する困難な状況を解決していくためには、行政だけでなく、地域で活動している方々が手を取り合い、子どもやその家庭に寄り添いながら横断的に連携・協力していくことが必要となります。

取組方針を実現していくため、家庭、関係行政機関、企業や地域住民などの関係者が協力関係を構築し、実効性のある施策展開をめざします。

推進体制のイメージ

将来を担う子どもが健やかに成長するよう、必要な環境整備を図り、オールすみだで子どもの笑顔があふれるまちをめざします。

